

【学校や滞在先に関する注意事項と同意書】

マルタは、日本とは生活習慣や環境が異なるため、学校や滞在先等において下記のようなことの発生、また日本には通常あるものがないということがございます。

ご契約上、**弊社は出発までのサポート全般業務を提供するため**、基本的には出発後はご自身で対応頂く必要がございます。また、電話・メール・LINEを含む24時間サポート窓口と現地サポートデスクのご用意はございません。

もしも下記のような事案の発生があっても、**授業料・滞在費を含む一切のご返金等は出来兼ねます**ので、予めご了承下さい。

以下を必ずご一読頂き、お申込書と併せてこちらの書類の最後にサインを頂き、ご提出頂きましたら、お手配を進めて参ります。なお、未成年の方、並びに学生の方は、保護者の方にも必ず本書面をご一読いただいた上でサインを頂きますようお願い申し上げます。(お申込書とこちらの書類をご提出頂いた時点で、保護者の方もご理解頂いたものとさせていただきます。)

問題事例:

- ・警報機等の故障やその他設備の故障、定期的な停電の発生
- ・水回りの不具合
- ・部屋の冷蔵庫、その他家電の稼働音の発生
- ・学校のハウスクリーナーの良し悪し(定期的に掃除が入りますが、ホテルのベッドメイキングのようにはなりません。)
- ・部屋の日当たりの良し悪し(お部屋を選ぶことは出来ません。)
- ・滞在先の雨漏り
- ・カビの発生
- ・虫の発生(特に夏場のマルタは、全体的に虫も多くいます。)
- ・部屋のエアコン(冷暖房)の使用ができない、または使用に際する追加料金の発生(マルタでは滞在先にエアコンの設置がないところもあるため、調節できる服装をお持ちください。)
- ・エアコンの故障、また故障に対する修理対応の遅延
- ・滞在先にエレベーターの設置がない
- ・Bar 付近の騒音
- ・管理人やスタッフの部屋の出入り(鍵を持ってお部屋に入ってくることもあります。)
- ・**部屋に鍵やセーフティーボックスがない**(鍵付きのスーツケースを貴重品入れにするなど、自己管理をお願いします。)
- ・洗濯機の利用頻度に関する問題(基本的には週に1回程度利用可能です。その他、手洗い等でご対応ください。洗濯代がかかる滞在先もございます。)
- ・ルームメイトとの相性による問題
- ・滞在先の男女比の問題(シェアルームで寝室をご予約された場合、寝室は同性と同じ部屋ですが、**滞在先は男女共同利用**です。フラットメイトの男女比は実際に行ってみないとわかりません。)
- ・シングルルーム予約の場合、ツインの部屋をシングル利用とする場合もある(シングルルーム予約は「シングルユース」という意味なので、シングルベッドが一つある部屋に滞在できるとは限りません。)
- ・ペナルティ(罰金)の費用が設定されている学校から、費用を請求されること(判断をするのは学校となります。現地ではご自身で対応頂くと共に、弊社からの対応は出来兼ねます。)
- ・デポジットの返金申し出忘れ(支払証書はご自身で捨てずに管理し、返金は自らレッスン最終日に申し出てください。後からのご返金は出来ません。)
- ・ホームステイ先の食事の問題(食事内容の選択やホームステイ先の家族構成などのリクエストは出来ません。野菜中心のメニューをご希望の場合は、別途料金が必要です。また、ホームステイ先でお食事をされなかった日の食費のご返金等は出来兼ねます。)

- ・ホストファミリーやシェアアパートの管理人との相性による問題
 - ・シェアアパートやレジデンスの管理人の対応の良し悪し(基本的に日本のサービス提供の質とは異なります。)
 - ・(現地払いの場合)水道光熱費がお伝えしていた概算費用よりも高くなってしまうこと(同居している人数で費用を折半するため、概算費用からは変動します。)
 - ・プライベートバスルームのリクエストをした場合、バスルームが部屋の外にあること(必ずしも、お部屋の中にあるとは限りません。)
 - ・滞在期間中の部屋や滞在先の移動(感染症対策、その他国際状況、またブッキング調整の兼ね合いで滞在先や部屋を移動しなければならないことがあります。)
- ※その他の事案においても、お支払頂いた費用のご返金は、一切出来兼ねます。
- ※理由の如何にかかわらず、部屋の変更リクエストの際には変更手数料がかかる場合があります。
- ※問題発生時、マルタは日本のサービスとは異なり解決までに時間を要します。予めご理解下さい。

【注意事項・事前確認】

① 書類の確認

- ・事前にお渡しする書類の内容確認を全てご確認お願い致します。(全て英語の場合もありますが、必ずご一読をお願い致します。)

注)緊急連絡先の確認について

…万が一、航空機遅延により到着時間に変更になる場合や荷物がスムーズに出てこない場合、送迎スタッフと会えない場合には、まずはご自身で学校の緊急連絡先にお電話お願い致します。(電話は英語対応のため、事前に起こり得るシチュエーションに関する単語や英語表現などはご自身でお調べ頂き、メモなどをご持参下さい。また、一度電話をかけただけでは繋がらないこともあります。少しお時間をおいて、何度かお電話下さい。)

どうしても繋がらない場合には、タクシー等の交通手段をご自身でお手配頂くか、深夜到着の場合には空港近くのホテルへご宿泊頂く等、ご対応をお願い致します。(基本的には送迎費用のご返金も出来兼ねます。)

※航空機が遅延した場合、スタッフが待機する時間に対する費用として、追加料金が発生することがあります。

② レッスン

- ・クラス分けテストが学校初日にある場合、学校の授業時間内の実施となり、レッスン数が減少します。

(出発前に実施できない場合も現地受験となり、同様に授業時間内の実施となります。)

- ・1クラスの受講人数が規定のグループレッソンの人数より少ない場合、マンツーマンレッスンと見なされ、レッスン数・時間が減少することがあります。

・ビジネスコースや試験対策コース等の受講人数が少ない場合、一般英語レッスンへの変更や、レッスン数を減らしたプライベートレッスン等に変更される場合があります。

・学校のアクティビティは、学校裁量のため、留学期間中に必ずしもご希望のアクティビティがあるとは限りません。(希望される方は、学校がスケジュールを発表した後であれば事前の内容確認は可能です。ただし、天候によって中止・延期の場合もあります。リクエストは学校に直接お伝えください。)

・渡航時期によって、クラス数が少ないこともあります。また、クラスに日本人の生徒さんが多くいらっしゃる場合もあります。

③ 学校の休日

- ・学校の休日や祝日:振替授業がある学校とない学校があります。お休みになった分の授業料の返金もございません。

・月曜日がマルタの祝日となる場合もございます。その場合、学校がお休みとなる場合がありますが、翌日からのレッスンにご参加頂き、レッスンの流れなどをご確認下さい。

・夏休みや冬休みなど、1週間以上の長期休暇のある学校があります。(休みの期間中も滞在費用は発生します。)

④ 支払い

- ・eco 税 (エコタックス) の支払い: マルタの税金です。現地、もしくは授業料等支払い時、最大 5€ のお支払いが必要です。
- ・洗濯機の有無/使用料: 滞在先に洗濯機がなく、近くのコインランドリーまで行く必要がある場合もあります。また洗濯機の使用には別途費用がかかる場合があります。
- ・ペナルティ費用: 学校の規定によります。
- ・エアコン使用料の支払い (支払いが必要な学校と、必要ない学校があります。)
- ・滞在先や備品を借りる際のデポジットの支払い
- ・水道光熱費 (滞在費に含まれない学校もあり、その場合は現地での支払いが必要です。)

⑤ インターンシップ

- ・語学力が一定のレベルに達しない場合、申込期間よりも語学レッスン期間が長くなる場合があります。その際の費用は自己負担となります。
- ・希望職種の確約は出来ません。英語のレベルやインターン先の状況により就業先は異なります。

⑥ 学生ビザ申請

- ・学生ビザ申請における必要出席日数: レッスンに **8 割以上** の出席が必要です。(学校によってはそれ以上の出席が必要な場合もありますので、ご確認下さい。) 日数管理もご自身でお願い致します。
- ・学生ビザの発給はマルタ共和国の機関であるアイデンティティマルタが致します。お申込みの期間よりも短い期間でビザが発給されてしまった場合やビザが取得できなかった場合にも、弊社はその責任を負い兼ねます。また、ご返金などにも一切対応し兼ねますので、予めご了承ください。(実際に 1 年間のビザを申請しに行ったが、半年しかビザを出してくれず、また延長をしに来るように、とアイデンティティマルタから言われることもございます。この場合は、再度学校と相談し、延長手続きを行ってください。その際、再度ビザ申請料や学校の書類作成料は支払う必要があります。)

⑦ 滞在中や留学期間前後の旅行について

- ・ご自身で行う旅行等については、事前の調査を含み、その他全てについて、ご自身の責任の範囲内で行って頂きますようお願い致します。

■ □ ■ □ ホリデー (休暇) について □ ■ □ ■

- ・12 週間未満のお申し込みで月曜から金曜日までの 1 週間単位で取得可能
- ・12 週間以上お申し込みで月曜から金曜日までの 1 週間単位で最大 4 週間取得可能

※但し、各学校の規定があつたり、取得できない学校もありますので、ホリデー取得をご希望の方は **航空券予約前に必ず事前** のご相談をお願い致します。

【各学校におけるキャンセル規定】

コロナ関連事案が発生してから、弊社で全学校に共通したキャンセル規定を定めるのではなく、各学校のキャンセル規定を尊重した上で規定を定めております。(弊社が学校にキャンセルの伝達する時間を含めて日数などは決めております。)

そのため、お申し込みの際に、個別に学校のキャンセル規定をお伝えしますので、そちらをご確認下さい。

2022 年 8 月 9 日改定

株式会社 a domani (アドマーニ)

マルタ部門: アットマルタ

■アットマルタ(株式会社アドマーニ)規約・約款

この規約(以下、「本規約」といいます)は、株式会社 a domani(以下、「当社」といいます)が行う留学手続等代行業務に適用されるものとします。留学手続等代行業務のお申込みに際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意していただく必要があります。

第1条

1. 当社が、留学手続等代行業務申込者(以下、「申込者」といいます。)との間で締結する留学手続等代行契約(以下、「本契約」といいます。)は、この規約の定めるところによります。この規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
2. 当社が法令に反せず、かつ、申込者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第2条

この規約で「留学手続等代行業務」(以下、「代行業務」といいます。)とは、申込者の委託により、当社が提供する次に掲げる業務をいいます。

1. 申込者の希望する学校、コースへの入学手続の代行
2. 出発までの期間における留学に関する相談

第3条

1. 申込者は、当社と本契約を締結するに際し、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。
2. 本契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
3. 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段による本契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、本契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
4. 当社は、次に掲げる場合において、本契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 申込者が未成年である場合に、親権者の同意を得られないとき
 - (2) 申込者が、その希望する学校の定める申込手続の期限までに、入学手続を完了できる見込みがないと当社が判断したとき
 - (3) 申込者が、申込者の希望する学校に留学する条件を備えていないと、当社が判断したとき
 - (4) その他、当社が留学手続等の代行を行うことが不適切と判断したとき

第4条

1. 当社は、申込者が本国を出国するまで代行業務を提供します。
2. 本契約は、申込者が本国を出国した時点で終了します。

第5条

当社は、代行業務を通じて申込者より取得する個人情報につき、別途定める「個人情報の取扱いに関する同意書」を遵守して管理します。

第6条

1. 申込者は、当社に対し、本契約締結時に申込金3万円を支払うものとします。
2. 第1項に定める申込金は、代行業務の費用に充当します。
3. 申込者の希望する学校への入学日が、本契約締結日から90日以内である場合、かつ、査証申請を伴う場合、申込者は、第1項の申込金のほかに速達郵便等の実費として3万円を支払うものとします。

第7条

1. 申込者は、当社が指定した期日までに、入学金等の留学手続に関する費用を振り込まなければなりません。
2. 前項の費用は、当社指定の口座に振り込む方法により支払うものとし、振込手数料は申込者が負担します。
3. 申込者が第1項の期日までに留学手続に関する費用の入金を行わなかった場合、当社は代行業務を停止することがあります。

第8条

1. 申込者は、本契約成立後、学校、受講コース、留学期間、留学時期等(以下、「留学計画」といいます。)を変更することはできません。但し、当社が留学計画の変更が可能であると判断したときは、このかぎりではありません。

2. 前項の規定により、留学計画を変更する場合、申込者は、以下の変更手数料を支払うものとします。
 - (1) 学校の変更 3万円
 - (2) 受講コースの変更 1万円
 - (3) 留学期間、日程の変更 1万円
 - (4) 滞在方法の変更 1万円
3. 留学計画の変更により、上記変更手数料よりも留学費用等が増加した場合、この費用は申込者が負担するものとします。

第9条

1. 申込者は、本契約成立後も、以下に定める取消料を支払うことにより、契約を取消することができます。但し、取消料の最低金額は3万円とします。
 - (1) 本契約成立後9日以降もしくは入学日の60日以上前に取消した場合 3万円
 - (2) 入学日から60日以内に取消した場合 授業料の30%
 - (3) 入学日から30日以内に取消した場合 授業料の50%
 - (4) 入学日以降に取消した場合 授業料全額
2. 第1項の取消があった場合、当社は取消料、実費等を控除し、残金を申込者に返金いたします。なお、返金手数料は、申込者の負担とします。
3. 前項の規定にかかわらず、当社が代行業務を開始した後、留学先の学校より予約確認票や入学許可証が発行された場合、取消料として授業料全額をお支払いいただきます。

第10条

申込者は、当社に対して次に定める事項を表明し、保証するものとします。また、かかる表明・保証に違反した場合、当社は催告を要することなく直ちに代行業務を打ち切るものとします。

1. 申込者が反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)に定義する暴力団及びその関係団体その他の反社会勢力団体又は勢力をいうものとします)ではないこと
2. 反社会的勢力を利用しないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
3. 反社会的勢力に資金提供を行わないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
4. 反社会的勢力を名乗る等して当社名誉等の毀損、業務妨害、不当要求行為又はこれに準ずる行為をしないこと

第11条

1. 当社は、次に掲げる場合において、催告することなく、本契約を解除します。
 - (1) 申込者が、所定の期日までに代行業務に必要な書類等を提出しないと
 - (2) 当社が、申込者から提出された留学手続書類等に虚偽、遺漏等があると認めるとき
 - (3) 申込者が、第6条ないし第8条に定める費用を支払わないとき
 - (4) 申込者と1カ月以上連絡が取れないとき
 - (5) 申込者が、本規約に違反したとき
 - (6) その他、当社が代行業務を継続しがたい事由があると判断したとき
2. 前項の場合、当社は、申込者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求できるものとします。

第12条

1. 当社は、当社の責によらない事由により、留学計画の実現が不可能、変更された場合、何ら責任を負わないものとします。
2. 当社は、本契約終了後における留学先での事故等について、一切責任を負いません。

第13条

本規約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

上記を全て読み、内容に同意します。

日付: _____ 年 _____ 月 _____ 日

署名(留学本人): _____ 印

保護者署名(未成年・学生の場合): _____ 印